

企業知財の生成AI化で特許事務所の弁理士業務はどう変わるか

エグゼクティブサマリー

- 日本の特許事務所の弁理士業務は、今後「仕事が消える」のではなく、「定型・前処理・一次草案が圧縮され、最終判断・戦略設計・説明責任に重心が移る」方向で変わる可能性が高い。特に日本弁理士会¹は、生成AIは生産性向上に有用だが、出力の正確性確認と最終責任は弁理士に残ると明示している。²
- 代替可能性が高いのは、先行技術調査の一次探索、事務・管理、標準的案件の下書き作成である。逆に、権利範囲の設計、拒絶理由対応の勝ち筋判断、クライアントの事業戦略との接続、契約交渉、訴訟理論の形成は、近い将来も人間の専門判断が中核に残る。学術研究でも、LLMは特許抄録生成や一部の分類・比較では有効だが、長文明細書や請求項の不明確性評価では依然として安定性に限界がある。³
- 企業知財部の生成AI活用が進むほど、外部の特許事務所に流れていた「一次検索」「初期クレーム案」「指示書整理」などの前処理業務は内製化されやすい。日本でも、企業知財部向けの明細書内製化支援や拒絶対応支援をうたう新サービスが公表されており、海外では検索工数を50~75%削減したとする実務事例が出ている。これは特許事務所の低難度・定型案件の価格圧力を強める方向に働く。⁴
- 一方で、法的・倫理的ハードルはむしろ高まる。日本では、秘密情報の入力、個人情報のプロンプト投入、著作権への配慮、生成物のハルシネーション、AI支援時の発明者性・人間寄与の整理、さらに無資格事業者による書類作成や判断サービスが弁理士法第75条に抵触し得る点が重要である。したがって、弁理士の価値は「書けること」よりも、「適法・安全・戦略的に使えること」に移る。⁵
- 勝ち残る特許事務所は、生成AIを禁止する事務所ではなく、承認済みツール、入力禁止情報のルール、レビュー責任者、先例データベース、教育設計、固定報酬型サービスへの再設計を先に整えた事務所である。特許庁⁶自身も検索手法高度化を導入フェーズへ進め、生成AIの特許行政・審査適用を実証しており、経済産業省⁷もAI契約・AIガバナンスの枠組みを整備しているため、業界全体は「試行」から「実装」へ移りつつある。⁸

分析の前提と評価軸

本報告は、日本を前提に、規模未指定の特許事務所を想定し、国内特許出願・中間処理を中核としつつ、企業知財部との折衝、契約・ライセンス、訴訟支援、管理業務までを含む「広めの弁理士実務」を対象にした。特に、特許庁⁶、経済産業省⁷、日本弁理士会¹、個人情報保護委員会⁹、INPIT¹⁰の公開資料、日本語の実務研究、海外の一次情報、主要ツールの公式ドキュメント、ベンダー公表の実務事例を重視した。¹¹

評価軸は、各業務プロセスごとに、現状、短期（1-3年）、中期（3-7年）、長期（7-15年）の影響、代替可能性（高・中・低）、リスクと法的・倫理的課題、必要スキルと教育・組織対応策、推奨アクションプランと優先度、そして代表的なツール適用例と推奨ワークフローである。なお、後掲の工数比率と削減率は、公開事例の数値をそのまま業界平均とみなしたのではなく、官公庁資料、実務事例、研究論文を踏まえた保守的なシナリオ推計である。¹²

全体見通し

生成AIの産業・知財への浸透は、一時的なブームではなく、職務分解の再編である。WIPO¹³によれば、生成AI関連の特許ファミリーは2014年の733件から2023年には1.4万件超へ増え、10年で800%以上拡大した。日本は生成AIの主要発明地の上位に位置し、また日本国内でもビジネス関連発明の出願件数は2023年に急増しており、生成AIの普及が業務構造を変え始めている。知財実務それ自体がAI関連案件の増加とAI活用の両方にさらされるため、弁理士の仕事は「AIを扱う案件」と「AIを使って処理する案件」の二重の意味で変化する。¹⁴

さらに重要なのは、特許庁⁶自身が先行技術調査の高度化を導入フェーズへ移し、2025年度に生成AIの特許行政事務・審査業務への適用実証も行うとしている点である。つまり、AIの活用は民間だけの実験ではなく、制度運用側も前提化しつつある。他方、日本弁理士会¹は、生成物の正確性確認、善管注意義務、秘密保持、ハルシネーションへの警戒を強く求めている。この二つを合わせると、日本の実務は「AIを使うべきか」の段階を超え、「どう統制して使うか」の段階に入ったとみるのが妥当である。¹⁵

学術面でも、現時点で最善なのは全面自動化ではなく、AI下書きと人間レビューの組み合わせである。PATENTWRITERは現代LLMが高品質の特許抄録を生成し得ることを示す一方、Pap2Patは長文の明細書生成で反復や安定性の問題が残ると指摘し、PEDANTICは請求項の不明確性判定でLLMエージェントが単純ベースラインを安定して上回っていないことを示した。したがって、生成AIで最も価値が出るのは「ゼロから最終版まで自動で書かせる」ことではなく、「大量の読解・整理・比較・叩き台作成を前倒しする」ことである。¹⁶

この結果、弁理士の職務は、短期的には「作業時間の短縮」、中期的には「サービスメニューと価格体系の再編」、長期的には「専門家としての責任の所在を担保する監督者・設計者への再定義」へ向かう。特に企業知財部が、のような汎用基盤と、、、のような特化ツールを組み合わせると、発明把握・一次検索・叩き台作成の内製化が進み、特許事務所の価値は前工程処理から後工程判断へ移る。これは時間課金の説得力を弱め、固定報酬、サブスクリプション、レビュー品質保証、戦略顧問への比重を高める方向に働くと考えられる。¹⁷

業務プロセス別分析

以下の代替可能性は、「業務全体が消えるか」ではなく、「そのプロセスのうち、AIが一次処理を担える比率がどれだけ大きいかわ」で評価している。高は一次処理の大半が自動化可能、中は初稿や比較表は自動化できるが法的判断が中核、低は関係構築や戦略統合が中心という意味である。ワークフロー図は、官公庁ガイドライン上の留意点と、主要ツールの公式機能を踏まえた推奨形であり、いずれも人間のレビュー・承認ゲートを前提にしている。¹⁸

出願書類作成

現状では、発明提案書の要約、請求項の叩き台、概要書・要約書、図表説明、表現の統一といった工程で生成AIの実用性が最も高い。は請求項から仕様書・図面を生成してWordやVisio等へ出力でき、はWord内でのドラフティングとセキュア運用を打ち出す。もっとも、日本弁理士会¹は、生成物の正確性は保証されず、最終責任は弁理士にあると明記している。また学術研究でも、抄録生成の品質は高い一方、長文の記載部では反復や整合性の課題が残る。短期には「初稿高速化」が主効果、中期には先例・テンプレート・社内知識を組み込んだ半自動のドラフティングが標準化し、長期には標準案件の記載部・形式面はかなり自動化されるが、権利範囲の設計、実施可能要件、将来の設計回避を見越したクレーム建築は人間のコア業務として残る。代替可能性は中である。¹⁹

主なリスクは、過広・過狭クレーム、実施例との不整合、先行技術との差分の浅さ、秘密情報入力、AIの寄与が大きい案件での発明者性の整理不足である。日本ではAI発明者そのものは認められておらず、米国でもAI支援発明は人間の「significant contribution」が必要と整理されているため、発明面談記録と人間寄与ログ

の重要性は高まる。必要スキルは、プロンプト設計よりも、請求項分解、実施可能要件の点検、補正余地の設計、そしてAI出力の赤入れ能力である。教育面では、新人をAIの後追い校正者にしないよう、「AIなし素起案」と「AIあり起案の比較添削」を並行実施する必要がある。推奨アクションの優先度は**最優先**であり、まずは承認済みツール、入力禁止情報、レビュー責任者、先例利用ルールを整えるべきである。代表ツールは、、、である。²⁰

flowchart LR

A[発明提案書・面談メモ] --> B[AIで構成要件整理・請求項/実施形態の初稿]
B --> C[弁理士が先行技術との差分と権利範囲を設計]
C --> D[AIで表現統一・図表/要約/形式整備]
D --> E[弁理士最終確認・出願]

先行技術調査

生成AIの影響が最も強いのはこの工程である。日本語の実務研究でも、生成AI単独の調査はハルシネーションの問題が大きい一方、AI特許調査ツールと生成AIの連携は精度向上に有望とされている。実務面でも、の事例では、ある法律事務所では検索・レビュー時間が最大50%短縮され、ある半導体企業では特許性調査時間が75%削減されたとされる。国内ではが、大量文献の高速処理、要約、ポートフォリオ分析、請求項要素と段落の対応づけを前面に出している。さらに特許庁⁶も検索手法高度化を導入フェーズに移しており、短期には「一次検索の高速化」が常態化し、中期には検索・要約・比較表作成のかなりの部分が内製化され、長期には継続監視型エージェント運用へ進む可能性が高い。代替可能性は**高**である。²¹

ただし、高いのは「探索と整理」の代替可能性であって、「新規性・進歩性の最終評価」の代替可能性ではない。リスクは、検索漏れ、ノイズに埋もれること、非特許文献や図面の取り逃し、検索根拠の説明不能化である。学術的にも、LLMは特許分類のロングテール補完では強みを見せる一方、平均性能や計算効率では従来型モデルに劣る場面がある。必要スキルは、検索式设计そのものより、探索仮説の置き方、AIの盲点を埋める検証、要件対比表の読み解き、検索漏れ再現テストである。推奨アクションの優先度は**最優先**で、まずは「一次検索はAI、最終判定は弁理士」という標準手順を決め、ログ保存、検索再現性、非特許文献の扱いを制度化すべきである。代表ツールは、、、である。²²

flowchart LR

A[課題・発明概要] --> B[AIで検索仮説/検索条件を生成]
B --> C[特許・非特許文献候補を抽出]
C --> D[弁理士が関連性・欠落・検索漏れを検証]
D --> E[比較表・示唆・出願可否を報告]

意見書・拒絶理由対応

この工程では、生成AIは拒絶理由通知の論点分解、引用文献との要素対比、補正方針の叩き台、先例・過去応答の検索再利用で強みを出す。はOffice Action response、prior art distinction analysis、PGR/IPR brief準備を公式に示し、も中間対応の時間短縮を訴求している。他方、PEDANTICが示すとおり、請求項不明確性の自動評価ではLLMが依然として不安定であるため、短期には「拒絶理由の整理と初稿化」、中期には「所内の成功パターンの再利用」、長期には「定型拒絶の一次応答の自動化」が進むとしても、最終的な勝ち筋の判断、補正根拠の安全性評価、将来の権利範囲と禁反言の見極めは人間が担う。代替可能性は**中**である。

²³

リスクは、誤った判例・先例参照、補正サポート要件違反、補正で守る対象の取り違え、応答の定型化による説得力低下である。日本では、AIを用いて書類作成や判断を生成する場合でも、無資格者が他人のためにそれを業として行えば弁理士法第75条違反となり得るとの見解が示されているため、外部ベンダーへの丸投げは難しい。必要スキルは、条文・審査基準・審査官思考の理解、補正余地の設計、過去案件をAIに再利用

させるナレッジ設計である。推奨アクションの優先度は高で、引用文献マッピングと応答案の下書きまではAI、提出文の確定は必ず弁理士承認とする二段階承認を設けるべきである。代表ツールは、、、である。

24

flowchart LR

A[拒絶理由通知] --> B[AIで論点分解・引用文献マッピング]
B --> C[反論/補正案の初稿]
C --> D[弁理士が補正根拠・禁反言・実務戦略を調整]
D --> E[意見書/補正書を提出]

権利化戦略立案

ここは生成AIで最も「時間短縮」はしやすいが、最も「代替」はしにくい領域である。特許庁⁶はIPランドスケープ支援を通じ、市場・事業・知財を統合して経営意思決定に資する分析を提供している。やも、ポートフォリオ分析、白地探索、競合配置、技術トレンド把握を公式機能として打ち出している。短期には出願候補の優先順位付けや会議資料作成の迅速化が進み、中期には市場データ・研究動向・競合出願の統合分析が当たり前になるが、長期でも「どこを特許化し、どこを秘匿し、どこを公開して先行優位に変えるか」という意思決定は、企業戦略と資本配分の理解を要するため人間が主役であり続ける。代替可能性は低である。²⁵

リスクは、AIが示す白地やトレンドをそのまま信じて、差別化ではなく追隨に陥ること、発明者性や人間寄与の記録を怠ること、国別制度差を見落とすことである。USPTO²⁶は、AI支援発明は一律に特許不可ではないが、人間の重要な寄与が必要と整理しているため、国際出願を見据える事務所ほど発明面談・寄与記録・AI利用ログが重要になる。必要スキルは、ポートフォリオ思考、経営との会話力、IPランドスケープ、データの説明可能性、国際制度理解である。推奨アクションの優先度は高で、ポートフォリオ会議や発明評価会議にAI分析を組み込む一方、出願・秘匿・公開の最終判断は必ず人間の投資判断として残すべきである。代表ツールは、、、である。²⁷

flowchart LR

A[出願群・競合情報・事業計画] --> B[AIでクラスタリング・白地分析・要約]
B --> C[弁理士が市場/技術/法務を統合評価]
C --> D[特許化・秘匿・公開の方針決定]
D --> E[国別出願・予算配分へ反映]

クライアント折衝

クライアント折衝は、生成AIで「速くなる」が「代替されにくい」典型例である。議事録、会議前ブリーフ、技術メモ要約、海外文献の翻訳、メール草案、依頼事項整理は大きく効率化できる。日本弁理士会¹会長も、文章作成・要約・翻訳・調査補助・アイデア整理で生成AIの水準が急速に上がり、今後はより高度な専門性・応用力・説得力が求められると述べている。短期には「面談準備とフォローの高速化」、中期には音声議事録と社内知識ベースの統合、長期にはクライアントの期待値自体が「すぐ答えが返ること」に変わるだろう。しかし、何を守るか、どこで妥協するか、発明者と事業責任者の認識差をどう埋めるかは、聞き取り・説得・信頼構築の問題であり、代替可能性は低である。²⁸

リスクは、会議要約の誤記、未公開情報の会議ボット流出、相手の意図の取り違え、AIがつくる「もっともらしいがズレた説明」である。必要スキルは、論点整理力、説明責任、AI出力の翻訳能力、経営層向けの短い説明能力である。教育では、若手に「面談メモの要約」だけをさせるのではなく、「AI要約を使って何を追加で聞くべきか」を考えさせるべきである。推奨アクションの優先度は中高で、会議前後の文書処理はAI化しつつ、助言方針の策定と合意形成は必ず対人スキルとして鍛える必要がある。代表ツールは、、、である。²⁹

flowchart LR

A[会議資料・メール・議事録] --> B[AIで要約・論点抽出・翻訳]
B --> C[弁理士が助言方針を整理]
C --> D[面談・説明・合意形成]
D --> E[AIで議事録・ToDo・依頼事項を整理]

契約・ライセンス

契約・ライセンスでは、条項抽出、ひな形比較、用語定義の整理、改善発明やデータ利用条項の論点出して生成AIの効果が高い。はIP license agreement review and drafting、due diligence IP analysisを公式に示し、でも契約レビュー・リスク分析・標準条項整備が挙げられている。短期にはNDAや標準ライセンスのレビュー速度が上がり、中期にはポートフォリオ情報と契約管理が連動し、長期には低難度の定型契約はかなり自動化される見込みである。ただし、ロイヤルティの設計、改善発明の帰属、クロスライセンス、共同開発とAIモデル・データの権利配分は高度に文脈依存であるため、代替可能性は中にとどまる。³⁰

日本では、経済産業省⁷がAI契約チェックリストで、汎用AIサービス利用型、カスタマイズ型、新規開発型の3類型を整理し、AI開発者・提供者・利用者の立場の入れ替わりを踏まえて契約条件を点検すべきと示している。したがって、生成AI時代の契約支援では、秘密保持や責任制限だけでなく、入力データの利用範囲、学習利用の有無、出力利用権、ログ保全、第三者モデルへの再委託、地域法令対応まで確認できる弁理士が価値を持つ。推奨アクションの優先度は中で、AI利用に関する契約条項の雛形集を先につくり、契約レビューAIはそれを参照して使うべきである。代表ツールは、、、である。³¹

flowchart LR

A[契約ドラフト・先例集] --> B[AIで条項抽出・差分比較・論点列挙]
B --> C[改善発明/データ/責任条項を重点精査]
C --> D[弁理士・法務が交渉方針を決定]
D --> E[最終契約・運用台帳に反映]

訴訟支援

訴訟支援では、クレームチャート、無効資料候補探索、PGR/IPRの下書き、事実経過整理、証拠資料の要約で生成AIの効果が高い。はclaim chart draftingとPGR/IPR briefs支援を、は無効資料の発見とクレームチャート支援を公式に示している。短期には証拠の整理と技術対比、主張の土台づくりが高速化し、中期には文書群の大規模横断分析が標準化するだろう。しかし、訴訟や審判で重要なのは、どの争点を立て、何を捨て、どの証拠を前面に出し、どこで和解を視野に入れるかであり、これは戦術・心理・制度理解の総合判断である。よって代替可能性は中である。³²

主なリスクは、証拠の出所管理、秘匿特権に配慮しない外部投入、実在しない判例や論点の混入、AIが作るチャートへの過信である。USPTO²⁶のAI guidanceは、AI利用の機会を認めつつ、手続の完全性・遅延防止・不要コスト回避のため既存ルールは生成手段にかかわらず適用されると強調している。日本の特許紛争支援でも同じ発想が妥当で、証拠生成・整理はAI、理論構築と主張責任は人間という役割分担が必要である。推奨アクションの優先度は中で、秘匿特権・守秘・証拠トレーサビリティを満たす環境以外では訴訟資料を投入しないルールを整えるべきである。代表ツールは、、、である。³³

flowchart LR

A[対象特許・製品資料・証拠群] --> B[AIでクレームチャート・無効資料候補を生成]
B --> C[弁理士が争点・主張立証構造を設計]

C --> D[AIで大量資料の要約・整理]
 D --> E[弁護士/弁理士が最終主張を構築]

事務・管理業務

最短でROIが出るのは、メール分類、期限管理補助、報告書の定型文、請求書説明文、会議要旨、ナレッジ検索などの事務・管理である。特許庁⁶も生成AIの特許行政事務適用を実証対象としており、企業向けの汎用ツールでも、、、はいずれも企業向けデータ保護を前面に出している。短期には、所内の事務負荷軽減と応答速度向上、中期にはワークフローエージェントによる例外処理の自動振り分け、長期にはドCKETTING周辺の多くが自動化候補になる。代替可能性は高である。³⁴

ただし、期限計算ミス、誤送信、権限管理不備、ログ欠落は致命的である。日本のAIガイドラインでも、AI利用者は経営レベルでリスク対策を事業戦略と一体で検討・実践すべきとされており、個人情報保護委員会も、個人情報を含むプロンプト利用では、利用目的の範囲内か、学習利用がないかを十分確認すべきと注意喚起している。したがって、事務業務であっても「安全だから自由に使う」のではなく、権限制御、監査ログ、例外時の人間確認、入力データ分類が不可欠である。推奨アクションの優先度は**最優先**で、まずは事務・管理から安全な自動化を始め、その後に高難度業務へ拡張するのが合理的である。代表ツールは、、、である。

35

flowchart LR

A[メール・期限・請求・ナレッジ] --> B[AIで分類・下書き・タグ付け]
 B --> C[人が例外・高リスク案件を確認]
 C --> D[ドケット/CRM/請求システムに反映]
 D --> E[進捗ダッシュボードを共有]

工数比較と将来職務像

以下の表とチャートは、日本の中規模特許事務所を基準ケースにした**著者推定**である。前提は、国内出願・中間処理・相談業務が中心で、生成AIを安全に導入し、検索・初稿作成・管理業務の一次処理をAIに移した場合である。ベンダー公表値そのものではなく、官公庁資料、学術研究、実務事例を踏まえた保守的中央値を置いている。中央推計では、総工数の削減余地は約33%で、その削減の大半は出願書類の一次草案、先行技術調査、管理業務に集中する。³⁶

業務	現在の工数 比率(推定)	生成AI導入後の 工数削減見込み	代替 可能性	必要スキル	法的リスク
出願書類作成	28%	35%	中	クレーム設計、実施可能要件QA、AI赤入れ	守秘、発明者性、虚偽・不整合記載
先行技術調査	16%	50%	高	検索仮説設計、検索漏れ検証、要件対比	検索漏れ、説明不能、偏り
意見書・拒絶理由対応	14%	30%	中	補正戦略、禁反言管理、先例評価	誤引用、補正違反、責任所在
権利化戦略立案	12%	15%	低	IPランドスケープ、事業理解、制度比較	誤った投資判断、AI寄与整理不足

業務	現在の工数比率 (推定)	生成AI導入後の工数削減見込み	代替可能性	必要スキル	法的リスク
クライアント折衝	10%	10%	低	聞き取り、説得、経営向け説明	誤要約、守秘、誤解誘発
契約・ライセンス	7%	25%	中	条項設計、データ/AI条項、交渉	権利帰属、責任制限、データ利用
訴訟支援	5%	25%	中	争点形成、証拠整理、主張立証設計	秘匿特権、証拠出所、虚偽引用
事務・管理業務	8%	60%	高	ワークフロー設計、例外管理、監査	期限ミス、誤送信、権限制御不備

図表の意味は単純である。工数の「削減余地」が大きい仕事と、「価値の中心」が残る仕事は一致しない。先行技術調査や事務・管理は削減余地が大きい。権利化戦略やクライアント折衝は工数削減が小さくても、事務所の差別化に直結する。したがって、生成AI時代の経営課題は「どれだけ削るか」ではなく、「削れた時間を何へ再配分するか」である。³⁷⁾

```
pie showData
title 現在の工数比率 推定
"出願書類作成" : 28
"先行技術調査" : 16
"意見書・拒絶理由対応" : 14
"権利化戦略立案" : 12
"クライアント折衝" : 10
"契約・ライセンス" : 7
"訴訟支援" : 5
"事務・管理業務" : 8
```

```
pie showData
title 生成AIで削減される工数の寄与 推定
"出願書類作成" : 10
"先行技術調査" : 8
"意見書・拒絶理由対応" : 4
"権利化戦略立案" : 2
"クライアント折衝" : 1
"契約・ライセンス" : 2
"訴訟支援" : 1
"事務・管理業務" : 5
```

全所共通の推奨アクションは、次の順序が合理的である。第一に、承認済みツールと入力禁止情報を定める。第二に、検索・管理・議事録など低リスク・高頻度業務で標準手順を作る。第三に、出願・中間対応へ広げつつ、必ず人間レビューとログ保存を行う。第四に、所内の成功応答案・起案テンプレート・契約ひな形を検索可能な知識基盤にする。第五に、料金体系を時間単価中心から、レビュー品質・戦略助言・継続顧

問中心へ移す。第六に、新人教育を「AI利用前提の監督業務」だけにせず、「素起案」「比較添削」「検索漏れ再現」を残す。³⁸

将来の職務像は、少なくとも次の3類型に分化する可能性が高い。これは消滅ではなく、高付加価値化の方向である。³⁹

・AI活用スペシャリスト

- ・承認済みツールの選定、プロンプト/ワークフロー設計、品質検証を主導する。
- ・検索・起案・応答のAI利用標準を整備し、ログと監査を管理する。
- ・若手教育を「AIの使い方」ではなく「AIの監督の仕方」に接続する。

・戦略アドバイザー

- ・ポートフォリオ、競合、事業計画を統合し、出願・秘匿・公開の判断を支援する。
- ・経営層への説明、投資家対話、IPランドスケープ、国別展開を担う。
- ・企業知財部の内製化が進むほど、外部専門家としての価値が上がる。

・高付加価値技術弁理士

- ・深い技術理解に基づき、請求項の境界設計、補正戦略、争点形成を担う。
- ・AIが作る叩き台を素材に、制度適合性と勝ち筋を設計する。
- ・ライセンス、紛争、共同開発、AI寄与案件など高難度案件に集中する。

事例脚注

以下の事例は、本報告で重視した国内外の参考ケースである。時間削減率やROIは、主としてベンダー公表または顧客コメントベースであり、第三者監査済みの業界平均ではない点に留意が必要である。⁴⁰

1. **国内職能ガイドライン** — 日本弁理士会¹の2025年「弁理士業務AI活用ガイドライン」は、生成AIの有用性を認めつつ、正確性確認、善管注意義務、秘密保持、ハルシネーションへの注意、最終責任の所在を明示した。2026年の会長挨拶でも、弁理士には高度な専門性・応用力・説得力が一層必要になると示された。²
2. **国内制度運用側のAI導入** — 特許庁⁶は、検索手法高度化を導入フェーズへ進め、2025年度に生成AIの特許行政事務・審査業務適用の技術実証を行う方針を公表した。これは業界全体が「AIを使うかどうか」から「どう安全に運用するか」へ移ったことを示す。⁴¹
3. **国内実務研究** — 日本語の実務研究では、生成AI単独の特許調査にはハルシネーション問題があり、AI特許調査ツールとの連携による高精度化が有望と整理されている。弁理士実務のベストプラクティスが「単独自動化」ではなく「連携+人間検証」にあることを示す材料である。⁴²
4. **国内サービス公開動向** — 2026年には、日本で企業知財部の内製化を前提とする明細書作成支援や、拒絶対応支援をうたうサービス公表が目立ち始めた。これは一次草案・前処理の内製化圧力が現実化していることを示す。⁴³
5. **海外法律事務所の検索効率化** — では、検索・レビュー時間が最大50%短縮されたとされ、検索工程のAI化が特許事務所の収益構造に直結することを示している。⁴⁴
6. **海外企業知財部の調査内製化** — では、特許性調査時間が75%削減され、ドラフティング前に先行技術を踏まえたクレーム設計がしやすくなったとされる。企業知財部の内製化圧力を考えるうえで重要な示唆である。⁴⁵
7. **海外インハウスと外部弁理士の関係変化** — では、特許担当者が自らクイックサーチを行い、分析担当へより精度の高い依頼を渡せるようになったとされる。これは外部専門家への依頼内容が「調べてほしい」から「この論点を深掘ってほしい」へ変わる方向を示す。⁴⁶
8. **海外IPライフサイクル全体支援** — は、発明提案の分析、先行技術対比、Office Action response、ポートフォリオ分析、ライセンス、クレームチャートまで一連のIPライフサイクルをカバーすると説明している。また、では、特許起案・ポートフォリオレビュー・クレームチャート・契約レビューの活用例が示されている。⁴⁷

9. **特許特化ツールの方向性** — は請求項から仕様書・図面を生成し、はドラフティング・中間対応を Word内で支援し、は要約、ラベル付与、ポートフォリオ分析、請求項要素と段落の対応づけを前面に出している。弁理士業務の「前処理」から「設計・監督」への移行を裏づける。⁴⁸
10. **法制度・ガバナンスの方向** — 個人情報保護委員会⁹ は個人情報を含むプロンプト入力時の利用目的・学習利用の有無確認を促し、経済産業省⁷ はAI契約の3類型と当事者の役割整理を提示し、USPTO²⁶ はAI利用手続ガイダンスとAI支援発明の発明者ガイダンスを示した。日本の特許事務所にしても、AI活用はもはや単なる効率化ではなく、契約・個人情報・責任分配の設計問題になっている。⁴⁹

¹ ² ⁵ ⁹ ¹¹ ¹⁸ ²⁹ ³⁶ ³⁸ <https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/AIservices-guideline.pdf>

<https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/AIservices-guideline.pdf>

³ ¹⁶ <https://arxiv.org/abs/2507.22387>

<https://arxiv.org/abs/2507.22387>

⁴ ⁴³ <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000020.000086119.html>

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000020.000086119.html>

⁶ ¹² ⁴⁰ ⁴⁴ <https://www.iprally.com/case-studies/how-awa-use-iprally-to-empower-their-attorneys>

<https://www.iprally.com/case-studies/how-awa-use-iprally-to-empower-their-attorneys>

⁷ ²¹ ⁴² https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/advpub/0/advpub_2024-026/_html/-char/ja

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/advpub/0/advpub_2024-026/_html/-char/ja

⁸ ¹⁰ ¹⁵ ³⁴ ⁴¹ https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2025.html

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2025.html

¹³ ⁴⁶ <https://www.iprally.com/case-studies/how-unilever-use-iprally-to-empower-their-patent-attorneys-and-strengthen-their-analysis-team>

<https://www.iprally.com/case-studies/how-unilever-use-iprally-to-empower-their-patent-attorneys-and-strengthen-their-analysis-team>

¹⁴ <https://www.wipo.int/en/web/patent-analytics/generative-ai>

<https://www.wipo.int/en/web/patent-analytics/generative-ai>

¹⁷ <https://www.deepip.ai/in-house-counsel>

<https://www.deepip.ai/in-house-counsel>

¹⁹ ²⁶ ⁴⁸ <https://patentpal.com/>

<https://patentpal.com/>

²⁰ ⁴⁹ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_kouhou_houdou.pdf

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_kouhou_houdou.pdf

²² <https://arxiv.org/abs/2601.23200>

<https://arxiv.org/abs/2601.23200>

²³ ³⁰ ³² ⁴⁷ <https://www.harvey.ai/blog/harvey-in-practice-how-intellectual-property-teams-use-harvey>

<https://www.harvey.ai/blog/harvey-in-practice-how-intellectual-property-teams-use-harvey>

²⁴ https://www.jpaa.or.jp/intellectual-property/protect/non_patent_attorney/

https://www.jpaa.or.jp/intellectual-property/protect/non_patent_attorney/

- 25 37 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/document/index/0300.pdf>
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/document/index/0300.pdf>
- 27 <https://www.uspto.gov/subscription-center/2024/uspto-issues-inventorship-guidance-and-examples-ai-assisted-inventions>
<https://www.uspto.gov/subscription-center/2024/uspto-issues-inventorship-guidance-and-examples-ai-assisted-inventions>
- 28 39 https://www.jpaa.or.jp/opinion/20260401_presidential-address/
https://www.jpaa.or.jp/opinion/20260401_presidential-address/
- 31 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf
- 33 <https://www.uspto.gov/subscription-center/2024/uspto-issues-guidance-concerning-use-ai-tools-parties-and-practitioners>
<https://www.uspto.gov/subscription-center/2024/uspto-issues-guidance-concerning-use-ai-tools-parties-and-practitioners>
- 35 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20260331_1.pdf
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20260331_1.pdf
- 45 <https://www.iprally.com/case-studies/how-melexis-use-iprally-to-reduce-their-time-spent-on-patentability-studies-by-75>
<https://www.iprally.com/case-studies/how-melexis-use-iprally-to-reduce-their-time-spent-on-patentability-studies-by-75>